

《 三豊市公私連携型保育所型認定こども園運営に係る諸条件 》

三豊市公私連携型保育所型認定こども園（以下「こども園」という。）運営条件は次のとおりとする。児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の8第2項の規定により三豊市（以下「市」という。）から指定を受けた公私連携保育法人は関係法令を遵守するとともに、次に掲げる条件を遵守してください。

1. 基本的事項

- (1) 開園するこども園の事業計画を立て、運営に必要な資金及び保育士等人材の確保に努めること。
- (2) 関係法令、公私連携協定及び本運営条件を遵守し、こども園として教育及び保育を一体的に提供すること。
- (3) 公立園がこれまで培ってきた教育・保育理念や特色ある取組を継承し、地域に根ざしたこども園として運営すること。
- (4) 児童福祉法その他関連法令を遵守するとともに、市の教育・保育行政を理解し、積極的に協力すること。

2. 公私連携型保育所型こども園に関する法人の指定

公私連携保育法人の指定

市は移管先法人と、こども園の運営に関する協定を締結し、公私連携保育法人に指定します。公私連携保育法人としての指定申請やこども園の設置の届出などの必要な手続きは、移管先法人が行ってください。

協定の締結

(1) 協定事項

児童福祉法第56条の8第2項の規定により、公私連携保育法人の指定に当たり、あらかじめ以下に掲げる事項を定めた協定を締結します。なお、協定の締結に要する費用（法人側で負担すべき実費等）が生じる場合は、移管先法人の負担とします。

- (ア) 協定の目的となるこども園の名称及び所在地
- (イ) こども園における教育・保育等に関する基本的事項
- (ウ) 市による必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項
- (エ) 協定の有効期間
- (オ) 協定に違反した場合の措置
- (カ) その他こども園の設置及び運営に関し必要な事項

(2) 協定期間

協定の期間は、締結日から5年間とします。期間満了後の更新については別途協議します。こども園の運営を適切にさせるために市が行う指導などに従わない場合は、指定を取り消す場合があります。

(3) 協定に関する留意事項

次のいずれかに該当した場合は、協定を解除します。

- (ア) こども園の運営を第三者に委託したとき（こども園業務の一部を第三者に委託するため、あらかじめ市の承認を得る場合を除く）。
- (イ) 市が貸し付けた土地・建物を移管先法人がこども園運営以外の目的で使用したとき（あらかじめ市の承認を得る場合を除く）。
- (ウ) 市が貸し付けた土地・建物を移管先法人が形状の変更をしたとき（あらかじめ市の承認を得る場合を除く）。
- (エ) 本提案に関するものを除き、市が貸し付けた土地に移管先法人が建築物を設置し、又は工作物を設置したとき（あらかじめ市の承認を得る場合を除く）。
- (オ) 市が貸し付けた土地・建物を移管先法人が転貸したとき。
- (カ) 上記に定めるほか、市が行う指導などに従わないとき。

3. 施設の概要

本事業は、児童福祉法第56条の8に基づき、市と公私連携保育法人が公私連携協定を締結し、民間の創意工夫を活かした運営と市の適切な関与を組み合わせることにより、こども園における教育・保育の安定的かつ継続的な提供を確保するものである。

- (1) 施設区分 公私連携型保育所型認定こども園
- (2) 施設名称 高瀬南部こども園（仮称）
- (3) 所在地 三豊市高瀬町下麻653番地2
- (4) 運営開始 令和9年4月1日
- (5) 定 員 120人（2,3号認定105名、1号認定15名）

年 齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	総 計
2,3号認定	15	25	25	15	15	10	105
1号認定				5	5	5	15
計	15	25	25	20	20	15	120

- (6) 施設の基本管理運営時間等

- (ア) 教育・保育時間

教育時間（平日） ※ 1日4時間を標準とし、園長が定める。

設定区分	教育時間
標準時間	午前8時30分～午後2時00分 （三豊市立の各幼稚園の主な教育時間）
延長預かり	午前7時30分～午前8時30分 午後2時00分～午後6時00分

保育時間（平日、土曜日）

設定区分	保育時間
保育標準時間	午前7時30分～午後6時30分（11時間）
保育短時間	午前8時30分～午後4時30分（8時間）

(イ) 休業日

- ・ 日曜日
- ・ 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日
- ・ 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

4. 移管先法人が行う事業

(1) 教育・保育事業

保育所保育指針（平成 29 年厚生労働省告示第 117 号）、幼稚園教育要領、三豊市就学前教育・保育総合計画（令和 7 年 3 月改訂）並びに三豊保育研究会・幼稚園研究会が作成した「ななつのたから」及び「ふるさとわらべうた」の内容を踏まえ、三豊市立就学前施設における教育・保育の取組を継承するとともに、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準その他関係法令等を遵守し、認定こども園として教育及び保育を一体的に実施してください。

(2) 延長保育事業

関係法令及び国の実施要綱等に基づき、延長保育事業を実施してください。

(3) 保育情報の提供、相談及び助言

児童福祉法第 48 条の 4 第 1 項等に基づき実施してください。

(4) 多様性を尊重するインクルーシブ保育

障害児、外国籍児童その他特別な支援を要する園児の受け入れを積極的に行うとともに、子ども達の多様性を尊重するインクルーシブ保育の実施に努めてください。

(5) 地域との連携及び地域活動への参加

地域に根ざした認定こども園として、地域住民、関係団体、小学校等との連携を図るとともに、これまで公立幼稚園及び保育所が実施してきた地域行事、伝統文化活動その他地域との交流活動について、その趣旨を踏まえ、継続及び発展に努めてください。

(6) その他

上記以外の保育事業や子育て支援事業の実施を想定している場合は提案してください。ただし、実際の運営委託を受けての実施の可否は、三豊市就学前教育・保育総合計画等に基づく市の判断となります。

5. こども園の運営に関すること

(1) 移管先法人自らが 協定に基づき 当該こども園を管理運営してください。

(2) 移管を受ける際には、必要な申請・届出等を遅滞なく行ってください。なお、申請・届出等にかかる必要な経費は、全て移管先法人の負担とします。

(3) 施設の運営及び維持管理に要する経費（次号に定める修繕費を除く。）並びに移管先法人が持ち込む備品に係る費用は、移管先法人の負担とします。

(4) 施設等の修繕 施設、設備及び備品の修繕については、一件 30 万円（消費税及び地方消費税を除く。）以下の軽微な修繕は、運営法人の負担により実施するものとする。

一件 30 万円を超える修繕については、市と運営法人が協議を行い、耐用年数の経過又は経年劣化に起因する修繕その他市が負担することが適当と認めたものについて、市の予算の範囲内で市が実施する。

なお、運営法人の故意若しくは過失又は適切な維持管理を怠ったことにより必要となった

修繕については、運営法人の負担とする。

- (5) 備品の更新 市が無償貸与した備品の更新については、市と運営法人が協議を行い、耐用年数の経過又は経年劣化により更新が必要であると市が認めたものについて、市の予算の範囲内で市が実施する。

なお、運営法人の故意若しくは過失又は適切な維持管理を怠ったことにより更新が必要となった備品については、運営法人の負担とする。

- (6) 開所日は国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、及び年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）を除く月曜日から土曜日とします。
- (7) 開所時間は、午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分までを基本とし、これより短い開所時間は認めません。土曜日も終日保育を実施することとしますが、地域の実情に応じた運営を行うことは差し支えありません。
- (8) 保育時間は、保育短時間を 8 時間、保育標準時間を 11 時間とし、これらの時間を超えて実施する保育として延長保育を実施してください。
- (9) 障害児保育を実施してください。移管前に入所した支援が必要な児童については、移管後も引き続いて円滑に保育できるように対応してください。
- (10) 支援を要する家庭や保護者には、三豊市のこども家庭センター「なないろ」と連携して対応してください。
- (11) 0 歳児からの受入れとし、受入れが可能な月齢を提案してください。（例：生後 3 か月から受入れ可能等）
- (12) 移管前の引継ぎを行う場合は、移管先法人は、必要な職員を高瀬南部保育所に派遣し、現運営法人との連携のもと、円滑な移管に向けた引継ぎを実施してください。
- (13) 利用者などからの苦情に対し適切な対応を図るため、苦情解決責任者、苦情受付担当者を配置するなど苦情解決体制を整備してください。
- (14) 業務上知り得た個人情報、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令を遵守し、適切な管理を行うため必要な措置を講じてください。

6. 職員の配置に関すること

- (1) 園長…児童や保護者の不安を解消し、移管後のこども園を適切に運営できる者であって、次の要件を全て満たすこと。ただし、事業開始後に不測の事態等により、本条件を満たすことができない場合は、市と協議することとします。
- (ア) 保育士の資格を有すること。
 - (イ) 専任かつ常勤であること。
 - (ウ) 認可保育所又は認定こども園において施設長としての経験を有する者又はこれと同等の経験、識見及び能力を有すると市が認める者であること。
- (2) 主任保育士…園長を補佐するものとして 1 名以上配置し、次の要件を全て満たすこと。
- (ア) 保育士の資格を有すること。
 - (イ) 認可保育所又は認定こども園において 10 年以上保育士として勤務した経験を有し、主任保育士又はこれに準ずる職として保育現場の管理又は職員の指導監督に従事した経験を有すること。
 - (ウ) 事業開始後、退職その他やむを得ない事情により本条件を満たすことができなくなった

場合は、市と協議の上、必要な措置を講ずるものとする。

- (3) 保育士（園長及び主任保育士を除く）…各クラスに担任保育士を配置してください。配置にあたっては、保育経験を考慮し、特に中心的役割を担う保育士（※）は保育経験豊かな者を配置するとともに、バランスのとれた年齢層の構成に努めてください。
※中心的役割を担う保育士…乳児クラス、幼児クラスなど各年齢（クラス）ごとにまとめる役割を果たす者又はこれに準じる者。チーフやリーダーと称されることがある。
- (4) 乳児クラス（0歳児及び1歳児）を担当する保育士は、乳児保育の経験者をそれぞれ1名以上配置してください。
- (5) 看護師の配置に努めてください。
- (6) 職員の資質向上のため、研修を積極的に実施又は参加させてください。
- (7) 安定した教育・保育を提供するため、離職防止や長期継続雇用に努めてください。

7. 三者協議会に関すること

- (1) 協定締結後、保護者（必要に応じて地域を含む）・移管先法人・市で構成する三者協議会を設置し、より良いこども園になることを目指して、移管後の教育・保育及び運営等について協議することとします。
- (2) 三者協議会は、移管先法人が主催してください。
- (3) 三者協議会は、いずれか一者の申出があれば開催することとします。
- (4) 移管先法人は保護者組織からの意見・要望を真摯に受け止め誠実に対応してください。
また、要望に対しては実現の可否に関わらず、その対応方針について説明してください。

8. 地域との関わりに関すること

- (1) 保護者や地域の関係者の要望に応じるとともに、これまで高瀬南部保育所が実践してきた地域との関わりを引き継ぎ、地域に根ざし、地域の理解を得られる運営に努めてください。
- (2) 市内の就学前教育・保育施設、麻・二ノ宮地区の小学校との連携を図ってください。
- (3) 麻幼稚園及び二ノ宮幼稚園がこれまで取り組んできた地域との関わりを大切にし、地域との連携及び交流が継続されるよう努めてください。

9. 行事に関すること

- (1) 現在の高瀬南部保育所が実施している行事については、引き続き実施することを基本とします。
- (2) 移管後における行事の新設や廃止については、保護者会の同意を得てください。

10. 保護者負担に関すること

保護者から徴収できる費用は次のとおりとします。

- (1) 原則、移管前から使用している服や物品を使用することとし、二重の負担とならないように配慮してください。
- (2) 新しい制服や新たな教材を導入する場合は、保護者会の同意を得てください。
- (3) 保育料については、市が条例等で利用者負担額を一律に定めています。
- (4) 児童の怪我等に備えるため、市が加入している独立行政法人日本スポーツ振興センター等

の災害共済給付制度に引き続き加入してください。

(5) 延長保育料は、現在の高瀬南部保育所の延長保育料とします。

(6) 保護者負担が発生する活動や保護者に新たな負担を求めるときは、事前に保護者会の同意を得てください。

11. 給食に関すること

児童個々の状況に応じた給食を提供してください。

(1) アレルギー食に対応し、除去食、代替食を提供してください。

(2) 自園調理を実施し、食育を推進してください。

(3) 食材は市内、県内産品を積極的に使用するよう努めてください。

(4) 本市では食育の推進と給食費の補足給付費の補助を行っているので、このことに留意し、より質の高い給食の提供に努めてください。

12. 給付費などに関すること

【令和8年度の補助内容】

(1) 施設型給付費

子ども・子育て支援法第27条に規定する施設型給付費を支払います。

(2) 補助金

本市には以下の補助金があります。

区分	補助金等の名称
市単	施設等利用給付に係る食事の提供費用給付事業
県費	保育環境充実支援事業費補助金
県費	使用済み紙おむつ処理費用補助金
国庫	保育体制強化事業補助金

(3) 委託料

以下の事業等を実施する保育所等と委託契約を締結し、実績に応じて委託料を支払います。

事業名	延長保育事業
-----	--------

【令和9年度以降について】

地域子育て支援の充実を図るため、市単独の財政支援について、令和9年度からの実施に向けて検討しています。なお、本財政支援は、予算の成立その他必要な手続を前提とするものであり、現時点で実施を保証するものではありません。

13. その他の条件

(1) 移管後においても、保護者や地域住民と保育所運営に関して積極的にコミュニケーションを図ってください。

(2) 移管までに市からの要請があれば保護者会に出席し、法人代表者等責任者が対応してください。

(3) 定期的な第三者評価の受審に努めてください。

(4) 移管後は、市が実施する保護者アンケートに協力してください。

(5) 移管の条件が遵守されているか確認するため、市の定期的な訪問や必要な調査に協力してください。

- (6) 移管先法人の決定後、国等の制度改正があり、今回の募集要項内の条件等を変更する必要があるときは、市と協議してください。
- (7) 移管先法人は、保護者が見学を希望した場合に対応してください。
- (8) 上記に定めるもののほか、必要なことは別途定めます。